

重複箇所の整理

✓	<p>第3章（執行機関及び議会）第7条（市の基本的役割）</p> <p>第7条 市長等（市長その他の執行機関をいう。）は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p>	第7条第1項に統合
	<p>第4章（市政運営）第13条（市政運営（行政運営）の基本）</p> <p>第13条 市（執行機関）は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p>	
✓	<p>第3章（執行機関及び議会）第7条（市の基本的役割）</p> <p>2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p>	第7条第2項に統合
	<p>第4章（市政運営）第13条（市政運営（行政運営）の基本）</p> <p>2 市（執行機関）は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p>	
	<p>第3章（執行機関及び議会）第7条（市の基本的役割）</p> <p>3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。</p>	第26条第2項に統合
✓	<p>第4章（市政運営）第26条（政策法務）</p> <p>2 市（執行機関）は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p>	
✓	<p>第3章（執行機関及び議会）第9条（市長の責務）</p> <p>3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p>	一部重複のまま
✓	<p>第4章（市政運営）第24条（市民提案）</p> <p>2 市（執行機関）は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p>	
	<p>第5章（市民参加及びまちづくり）第34条（情報共有及び説明責任）</p> <p>第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p>	<p>第9条第3項及び第24条第2項に統合</p> <p>第34条はそもそも第1項と第2項は、一部重複があると考えられる。</p>
✓	<p>第4章（市政運営）第25条（権利保護・苦情対応）</p> <p>2 市（執行機関）は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p>	第25条第2項に統合
	<p>第5章（市民参加及びまちづくり）第34条（情報共有及び説明責任）</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p>	